

令和2年3月24日(火)

뮥 外

次

目 (番号) 名) (担当) (頁) (題 則 規 (防災企画・地域支 三重県防災対策推進条例施行規則 2 14 援課) 15 三重県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (食品安全課) 2 16 三重県食品衛生規則の一部を改正する規則 同 5 17 毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則 (薬務感染症対策 12 課) (地域福祉課) 12 三重県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則 18 19 三重県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規 (大気・水環境課) 14 則 (水資源・地域プロ 20 三重県木曽岬干拓地わんぱく原っぱ条例施行規則を廃止する規則 18 ジェクト課) 三重県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正 (情報システム課) 18 21 する規則 22 三重県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲を (市町行財政課) 18 定める規則の一部を改正する規則 23 三重県鈴鹿山麓研究学園都市センター条例施行規則を廃止する規則 (雇用経済総務課) 19 三重県特定公共賃貸住宅条例施行規則及び三重県営住宅条例施行規則の一部 (住 宅 政 策 課) 19 を改正する規則 議会規則 三重県議会会議規則の一部を改正する規則 議 会) 36 告 示 三重県鈴鹿山麓研究学園都市センターの空調設備使用料及び附属設備使用料 (雇用経済総務課) 36 169 の額を廃止する告示 都市の低炭素化の促進に関する法律の規定による基準の適合性を審査する機 (建築開発課) 37 170 関、同基準又はこれと同等の基準に適合するものとする方法及び簡易な評価 方法の指定の一部を改正する告示 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定による基準の適合性 (171 司) 38 を審査する機関、同基準又はこれと同等の基準に適合するものとする方法及 び簡易な評価方法の指定の一部を改正する告示

規則

三重県防災対策推進条例施行規則をここに公布します。

令和二年三月二十四日

三重県知事 鈴 木 英 敬

三重県規則第十四号

三重県坊災対策推進条例施行規則

- 三重県防災対策推進条例施行規則(平成十六年三重県規則第十三号)の全部を改正する。
- 物であって次に掲げるものとする。三重県防災対策推進条例(令和二年三重県条例第五号)第十九条の規則で定めるものは、建築物その他の工作
 - のであって、同法第二条第一項第六号に規定する伝統的建造物群を構成しているもののであって、同法第二条第一項第六号に規定する伝統的建造物群保存地区の区域内にあるも史跡及び名勝並びに同法第百四十三条第一項若しくは第二項の規定により定められた伝統的建造物群保存により指定された特別史跡及び特別名勝、同法第百三十二条第一項の規定により登録された記念物のうちされた有形の民俗文化財、同法第百九条第一項の規定により指定された史跡及び名勝、同条第二項の規定により指定された重要有形民俗文化財、同法第九十条第一項の規定により登録された直受有限、同条第二項の規定により指定された直要有形民俗文化財、同法第九十条第一項の規定により登録された有形文化財、同次的財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第二十七条第一項の規定により指定された重要文化財、同文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第二十七条第一項の規定により指定された重要文化財、
 - 条例第三十五条第一項の規定により指定された三重県指定史跡及び三重県指定名勝県指定有形文化財、同条例第二十七条第一項の規定により指定された三重県指定有形民俗文化財並びに同二 三重県文化財保護条例(昭和三十二年三重県条例第七十二号)第五条第一項の規定により指定された三重
 - 三市町の文化財保護に関する条例の規定により指定され、又は登録された文化財

温 宝

- この規則は、公布の日から施行する。
- 今和二年三月二十四日三重県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

三重県知事 鈴 木 英 敬

三重県規則第十五号

三重県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

改正する。三重県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則(昭和五十七年三重県規則第二十二号)の一部を次のように

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

		改	正後				投	띰	汇		
別	表 (第九:	条関係)				別	表(第九	条関係)			
	網	Ш	特定動動の区分	奉		網	Ш	特定動動	の区分	葆	
	(盤)	(器)	(盤)	(盤)		(盤)	(盤)	(と	1)	(盤)	
	備考 特	定動物と、	は、動物の愛護	及び管理に関	p		備老 特	定動物は、	、動物の	愛護及	〈び管理に関する
	る法	律施行令	- (昭和五十年	政令第百七号)	1		法律	施行令 ((昭和五-	十年政	令策百七号)策
	別表	に掲げる	つ種(亜種を合	a む。) であ	\mathcal{C}		114	(に規定す	りる種 (、軍種。	を含む。) とす
	h,	特定外来	生物による生	態系等に係る	绞		₩°	=			
	害の	防止に関	する法律施行	令(平成十七)	#						
	赵 ①	第百六十	九号) 別表第	一の種名の欄に							
	掲げ	る種(正	種を含む。)	以外のものを、							
	\mathcal{V}_{\circ}	•									

第三号様式を次のように改める。

第3号様式(第8条関係)

(表)

	身	分	証	明	書	
				第	=	号
所	属					
職	名					
氏	名					
				年	月	日生
上記の)者は、	三重県	動物の愛	護及び管	芽理に関	する条
例第 14			定による	動物愛護	養管理員	である
ことを証	E明 しま	す。				
	年	三月	日発	行		
		三重県	知事	印		

(裏)

動物の愛護及び管理に関する法律抜粋

(報告及び検査)

- 第24条 都道府県知事は、第10条から第19条まで及び 第21条から前条までの規定の施行に必要な限度において、第一種動物取扱業者に対し、飼養施設の状況、その 取り扱う動物の管理の方法その他必要な事項に関し報 告を求め、又はその職員に、当該第一種動物取扱業者の 事業所その他関係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させることができる。 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を
- 示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならな
- 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 (第一種動物取扱業者であつた者に対する勧告等)

第24条の2 (第1項及び第2項 略)

- 都道府県知事は、前2項の規定の施行に必要な限度 都道府県知事は、前2項の規定の施行に必要な限度において、第13条第1項若しくは第16条第2項の規定によりその登録が効力を失い、又は第19条第1項の規定により登録を取り消された者に対し、飼養施設の状況、その飼養若しくは保管をする動物の管理の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該者の飼養施設を設置する場所その他関係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させることができる。
- とができる。 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による 立入検査について準用する。 (準用規定)
- 第24条の4 第16条第1項(第5号に係る部分を除く。)、 第20条、第21条 (第3項を除く。)、第23条 (第2項 を除く。) 及び第24条の規定は、第二種動物取扱業者に ついて準用する。(以下略) (第2項 略)

第 25 条 (第1項から第4項まで 略)

都道府県知事は、前 3 項の規定の施行に必要な限度 おいて、動物の飼養又は保管をしている者に対し、飼 養若しくは保管の状況その他必要な事項に関し報告を 求め、又はその職員に、当該動物の飼養若しくは保管を している者の動物の飼養若しくは保管に関係のある場 所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させるこ

第24条第2項及び第3項の規定は、前項の規定によ る立入検査について準用する。

(第7項 略) (報告及び検査)

- 第33条 都道府県知事は、第26条から第29条まで及び 前2条の規定の施行に必要な限度において、特定動物飼 養者に対し、特定飼養施設の状況、特定動物の飼養又は保管の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はそ の職員に、当該特定動物飼養者の特定飼養施設を設置す る場所その他関係のある場所に立ち入り、特定飼養施設 その他の物件を検査させることができる。
- 第24条第2項及び第3項の規定は、前項の規定によ る立入検査について準用する。

三重県動物の愛護及び管理に関する条例抜粋 (立入検査等)

- 第13条 知事は、この条例の実施を確保するため必要があると認めるときは、飼い主から報告を求め、又は当該職員をして飼養場所に立入検査をさせ、若しくは飼い主その他の関係者に質問させることができる。
 2 前項の規定により立り検査等をする職員は、その身分をできます。
- を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これ を提示しなければならない
- 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認めら れたものと解してはならない。

(動物愛護管理員)

- 14条 知事は、法第24条第1項(法第24条の4において準用する場合を含む。)、法第24条の2第3項、法 第25条第5項、法第33条第1項又は前条の規定によ る立入検査その他動物の愛護及び管理に関する事務を 行わせるため、法第37条の3第1項に規定する動物愛 護管理担当職員(次項において「動物愛護管理員」とい を置。
- 動物愛護管理員は、その業務に従事するときは、その 身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、 これを提示しなければならない。

15.0 cm

宝 宝

- この規則は、令和二年六月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の日において、この規則による改正前の三重県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の 規定により交付されている身分証明書は、この規則による改正後の三重県動物の愛護及び管理に関する条例施 行規則の規定により交付された身分証明書とみなす。
 - 三重県食品衛生規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令柜二年三月二十四日

三重県知事 綋

三重県規則第十六号

(觀加)

三重県食品衛生規則の一部を改正する規則

三重県食品衛生規則(平成十二年三重県規則第三十六号)の一部を炊のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規則を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

Ш 奺 (土)

第一条 この規則は、食品衛生法(昭和二十二年法第一条 この規則は、食品衛生法(昭和二十二年法 律第二百三十三号。以下「法」という。)、食品 衛生法施行令(昭和二十八年政令第二百二十九 号。以下「令」という。)、食品衛生法施行規則 (昭和二十三年厚生省令第二十三号。以下「猶行 規則」という。)、乳及び乳製品の成分規格等に 関する省令(昭和二十六年厚生省令第五十二号。 以下「省令」という。)、食品、添加物等の規格 基準(昭和三十四年厚生省告示第三百七十号。以 下「規格基準」という。)及び三重県食品衛生法 <u> 施行条例</u> (平成十二年三重県条例第八号。以下 「条例」という。)の施行について必要な事項を 定めるものとする。

(と 畜検 査 員 等)

第三条 法<u>第十条第一項</u>ただし書の当該職員は、獣第三条 法<u>第九条第一項</u>ただし書の当該職員は、獣 **畜に係るものにあってはと畜場法(昭和二十八年** 法律第百十四号)第十九条第一項のと畜検査員、 家きんに係るものにあっては食鳥処理の事業の規 制及び食鳥検査に関する法律施行規則(平成二年 厚生省令第四十号)第四十九条の食鳥検査員とす

第十一条 削除

雅十二条
型条

律第二百三十三号。以下「法」という。)、食品 衛生法施行令(昭和二十八年政令第二百二十九 号。以下「令Iという。)、食品簡生法施行規則 (昭和二十三年厚生省令第二十三号。以下「嵇行 規則」という。)、乳及び乳製品の成分規格等に 関する省令(昭和二十六年厚生省令第五十二号。 以下「省令」という。)、食品、添加物等の規格 基準(昭和三十四年厚生省告示第三百七十号。以 下「規格基準」という。)及び食品衛生の措置基 準等に関する条例 (平成十二年三重県条例第八 **ゆ。以下「≪室」かいり。)の箱行について必要** な事項を定めるものとする。

(と 育検 直員 等)

畜に係るものにあってはと畜場法(昭和二十八年 法律第百十四号) 第十九条第一項のと畜検査員、 家きんに係るものにあっては食鳥処理の事業の規 制及び食鳥検査に関する法律施行規則(平成二年 厚生省令第四十号) 第四十九条の食鳥検査員とす

(温度計の設置)

第十一条 条例別表第一の第一の三の四に規定する 温度計は、見やすい位置に備えなければならな

(食品衛生責任者の設置)

- 第十二条 条例別表第一の第一の七に規定する食品 衛生責任者は、汝のいずれかに該当する者でなけ ればならない。
 - | 調理師又は製菓衛生師の免許を有する者
 - <u>二 三重県における食品衛生管理講座又は三重県</u> 若しくは他都道府県における食品衛生責任者養 成講習を修了した者
 - 三 令第九条第一項第三号に該当する者
 - 回 大学又は短期大学において、栄養学、農芸化

雅十川然 聖孫

(食品衛生責任者の氏名の掲示)

第十四条 法第五十一条第一項に規定する営業を行第十四条 営業者は、食品衛生責任者の氏名を当該 う者(法第六十八条第三項において準用する場合) 施設の見やすい位置に掲示しなければならない。 を含む。)は、施行規則別表第十七の一の項イの 規定により定める食品衛生責任者の氏名を当該営 業の施設の見やすい位置に掲示するよう努めなけ ればならない。

第十月条 三孫

第十六条 食品衛生の措置基準等に関する条例の一第十六条 条例第四条の規定により、食品衛生上支 部を改正する条例(令和二年三重県条例第二十 号)による改正前の食品衛生の措置基準等に関す る条例(平成十二年三重県条例第八号。以下この 条において「旧条例」という。) 第四条及び条例 第三条の規定により、食品衛生上支障がないと認 め、旧条例又は条例の規定を適用しない場合と は、炊の各号のとおりとする。

- 一 自動販売機を利用して行う営業については、 次の規定を適用しないものとする。
 - イ <u>旧条例</u>別表第一の第一の二の 六から 心ま で並びに三の也及び心の規定
 - ロ 旧条例別表第一の第一の十四の規定
 - へ 条例別表の第一の 三から 1まで及び同表 の第二の規定
- 11・11 (盤)
- ず、知事が別に定める営業については、食品簡 生責任者の設置を要しないものとする。

学等食品衛生に関係ある学科を修了した者

- 五 食品衛生管理者、食鳥処理衛生管理者又は船 **雷科里**
- 六 一般社団法人三重県食品衛生協会の食品衛生 指導員
- 土 前各号に掲げる者と同等以上の知識を有する と知事が認めた者

(食品衛生責任者の設置等の届出)

- 第十三条 営業者は、食品衛生責任者を設置したと き又は変更したときは、届出書(第六号様式)に より、速やかに営業所所在地を管轄する保健所長 に届け出なければならない。
- 2 前項の届出に当たっては、資格を証する書類を **嬰示しなければならない。**

(食品衛生責任者の氏名の掲示)

(険査用食品の保存)

- 第十五条 給食施設の設置者は、給食を調製したと きは、当該調製した食品を検査用として保存する NAO°
- 2 前項及び条例別表第一の第一の十四に規定する 検査用食品の保存は、同時に三十人分以上の同一 食品を調製したときは、その一食分を検査用とし て、七十二時間以上摂氏十度以下で行わなければ ならない。

(滷用係女)

障がないと認め、条例第二条及び第三条の規定を 適用しない場合とは、次の各号のとおりとする。

- 一 自動販売機を利用して行う営業については、 次の規定を適用しないものとする。
 - ∠ <u>≪</u>図表第一の第一の二の式から 並びに三の七及び八の規定
 - ロ 条例別表第一の第一の十四の規定
 - へ 条例別表第二の第一の三から士まで及び 同表第二の規定
- 11・11 (盤)
- 四 旧条例別表第一の第一の七の規定にかかわら 四 条例別表第一の第一の七の規定にかかわら ず、知事が別に定める営業については、食品衛 生責任者の設置を要しないものとする。

五 条例<u>SR N G SR N G</u> らず、知事が別に定める場合は、この規定を適 用しないものとする。

(生食用食肉の加工又は調理を行う営業施設の届

- 第十七条 条例<u>第四条第一項</u>の規定による届出は、第十七条 条例<u>第五条第一項</u>の規定による届出は、 生食用食肉取扱施設設置届出書(第十号様式)に より行うものとする。
- 2 条例第四条第一項第六号の規則で定める事項2 条例第五条第一項第六号の規則で定める事項 は、汝のとおりとする。

|・|| (2)

(生食用食肉の加工又は調理を行う営業施設の変 更の届出)

- 生食用食肉取拋設変更届出書 (第十一号様式) により行うものとする。
- 2 条例第四条第二項の規則で定める事項は、前条2 条例第五条第二項の規則で定める事項は、前条 第二項各号に規定する事項とする。

かわらず、知事が別に定める場合は、この規定 を適用しないものとする。

(生食用食肉の加工又は調理を行う営業施設の届

- 生食用食肉取扱施設設置届出書(第十号様式)に より行うものとする。
- は、汝のとおりとする。

1 • 11 (2)

(生食用食肉の加工又は調理を行う営業施設の変 更の届出)

- 第十八条 条例<u>第四条第二頃</u>の規定による届出は、第十八条 条例<u>第五条第二頃</u>の規定による届出は、 生食用食肉取扱施設変更届出書 (第十一号様式) により行うものとする。
 - 第二項各号に規定する事項とする。

第六号様式を吹のように致める。

第6号様式(第8条、第9条関係)

(表)

三重県知事 保健所長 宛て 年 月 日

<u> </u>			
住 所			
TEL			
(フリガナ) 氏 名			Ø
	年	月	日生

(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

届出書

次のとおり届け出ます。

営	業	所	0)	所	在	地							ΓΕΙ	
	(フリ	J	ガナ	-)									
営	業	所	の	名	称	等								
許可	可番	号 及	び	許可	年月	日	営	業	の	種	類	備	考	
1	第		号	年	月	日								
2	第		号	年	月	日								
3	第		号	年	月	日								
4	第		号	年	月	日								
5	第		号	年	月	月								

届出内容を裏面に記載してください。

(裏)

(届 出 内 容)

				変更年月日	
1	変	更	届	変更事項	住所・氏名・営業所の名称、屋号・施設
	~	~	/ш	変 更 前	
				変 更 後	
2	廃	業	届	廃業年月日	
備			考		
					内 容 確 認 済
					食品衛生監視員

(注意)

- (1) 届出者の氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記載すること。
- (2) 字はインク等を使い、楷書ではっきりと記載すること。
- (3) 廃業届には、許可書又は届済証を添付すること。
- (4) 住所又は氏名変更届は、変更事項を明らかにする書類を提示すること。
- (5) 営業施設の変更の場合は、平面図を添付し、変更部分を朱筆すること。

第十号様式及び第十一号様式を次のように改める。

第10号様式 (第17条関係)

生食用食肉取扱施設設置届出書

年 月 日

三重県知事 宛て

<u> </u>			
住 所			
TEL			
氏 名			Ø
	年	. 月	日生

(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

三重県食品衛生法施行条例第4条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

営	業	施	設 0	の所	在	地						
営	業	施	設	の	名	称						
営	業	設	備	の	構	造				別	紙の	とおり
許		可		番		号	渱	業	の	種	類	加工又は調理の区分
1												
2												
	生食	用食肉	国の加熱	熱殺菌の	方法							
4	上食用	食肉を	と取り扱	及う者の	氏名	等	氏名					
							資格種類 ① 認知 (講習分 ② その	ビ生食♬ 会修了す			· :責任者))
							資格番号		——— 第		号	

- 注意 1 届出者の氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記載すること。
 - 2 許可番号の欄は、現に受けている許可の番号を記載すること。
 - 3 営業設備の構造には、生食用食肉を調理又は加工する施設の平面図を含む。
 - 4 生食用食肉を取り扱う者の資格を証する書類を提示すること。

第11号様式 (第18条関係)

生食用食肉取扱施設変更届出書

年 月 日

三重県知事 宛て

<u> </u>			
住 所			
TEL			
氏 名			Ø
	年	月	日生

(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

三重県食品衛生法施行条例第4条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

営	業 施	設 0	の所	在	地							
횜	業 施	設	の	名	称							
許	可		番		号	営	業	Ø	種	類	備	考
1												
2												
変	更	年	F	1	目							
変	更		事		項							
亦	更 内	宏.	変	更	前							
发	丈 內	谷	変	更	後							
生食の	食用食肉	を資	取り	扱う) 者	資格種類 ① 認定 (講習会 ② その	修了者・		責任者))	
		- •				資格番号	第		号			

- 注意 1 届出者の氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記載すること。
 - 2 営業設備の構造の変更の場合は、平面図を添付し、変更部分を朱筆すること。
 - 3 生食用食肉を取り扱う者の変更の場合は、資格を証する書類を提示すること。

宝 宝

- 1 この規則は、令和二年六月一日から施行する。ただし、第十一条から第十五条までの汝正規定及び第六号策 式の改正規定は、令和三年六月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の目前にこの規則による改正前の三重県食品衛生規則に規定する様式により作成されている 用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令性
一件
二十
□

三重県知事 +

三重県規則第十七号

毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則

毒物及び劇物取締法施行細則(昭和三十二年三重県規則第三十二号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

Ш 奺 姿 奺 Ш 湿

(提出書類の凝由)

(県出書類の凝由)

第九条 法、令、施行規則及びこの規則の規定によ(第九条 法、令、施行規則及びこの規則の規定によ り提出する書類であって、知事宛てのものは各二 通を住所地、製造所、営業所又は店舗の所在地を 管轄する保健所長を経由して提出しなければなら ない。ただし、県外居住者の受験申込書について は直接知事に提出するものとする。

り提出する書類は、厚生労働大臣あてのものは各 三通、知事あてのものは各二通を住所地、製造 所、営業所又は店舗の所在地を管轄する保健所長 を経由して提出しなければならない。ただし、県 外居住者の受験申込書については直接知事に提出 するものとする。

金 三

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

三重県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布します。

令型

三重県知事 大 英 絀 拔

三重県規則第十八号

三重県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(殿)川)

第一条(この規則は、三重県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和二年三重県条例第 三号。以下「条例」という。)の随行に関し必要な事頃を定めるものとする。

(田畑)

第二条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(無料低額宿泊所の範囲)

第三条 条例第二条第一項の規則で定めるときは、条例以外の法令により必要な規制が行われている等事業の主 たる目的が、生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を 利用させるものでないことが明らかであるときとする。

(設備の基準)

第四条 条例第十三条第四項の規則で定めるときは、入居者が法第六十二条第一項に規定する社会福祉施設その 他の施設の設備を利用することにより、無料低額宿泊所の効果的な運営を期待することができる場合であっ て、入居者に提供するサービスに支障がないときとする。

第五条 条例第十三条第六項の設備に関し必要な基準は、汝のとおりとする。

- イ 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、入居者がその者と生計を一にする配偶者その他の親族と 同居する等、二人以上で入居させることがサービスの提供上必要と認められる場合は、この限りでない。
- ロー地階に設けてはならないこと。
- 슷 一の居室の床面積(収納設備を除く。)は、七・四三平方メートル以上とすること。ただし、地域の事 情によりこれにより難い場合にあっては、四・九五平方メートル以上とすること。

묽

外

- 三 居室の扉は、堅固なものとし、居室ごとに設けること。
- ホ 出入口は、屋外、廊下又は広間のいずれかに直接面して設けること。
- 〈 各居室の間仕切壁は、堅固なものとし、天井まで達していること。
- 二 炊事設備 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。
- 三 洗面所 入居定員に適したものを設けること。
- 四 便所 入居定員に適したものを設けること。
- 五 浴室
 - イ 入居定員に適したものを設けること。
- 大 洗濯室又は洗濯場 入居定員に適したものを設けること。

(文書の交付に代えて行う重要事頃等の提供の方法)

- て「電磁的方法」という。) により提供する方法とする。 処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条におい同条第一項の重要事項及び同条第二項の事項(以下この条において単に「重要事項等」という。) を電子情報第六条 条例第十五条第七項の規則で定める方法は、第四項で定めるところにより、入居申込者の承諾を得て、
 - □ 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又は口に掲げるもの
 - 線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法イ 無料低額宿消所の使用に係る電子計算機と入居申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回
 - あっては、無料抵額宿泊折の使用に係る電子計算機に構えられたファイルにその旨を記録する方法) 重要事項等を記録する方法 (電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にを通じて入居申込者の閲覧に供し、当該入居申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該口 無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された重要事項等を電気通信回線
 - とができる物をもって調製するファイルに重要事項等を記録したものを交付する方法1一 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくこ
- のでなければならない。 2 前項に掲げる方法は、入居申込者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるも
- 計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。3 第一項の電子情報処理組織とは、無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機と、入居申込者の使用に係る電子
- ばならない。 入居申込者に対し、次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なけれよ 無料低額宿治所の設置者は、第一項の規定により重要事項等を提供しようとするときは、あらかじめ、当該
 - | 第一項各号に規定する方法のうち無料低額宿泊所が使用するもの
 - 11 ファイルへの記録の方式
- でない。 方法によってしてはならない。ただし、当該入居申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限り成的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該入居申込者に対し、重要事項等の提供を電磁的5 前項の規定による承諾を得た無料低額宿治所の設置者は、当該入居申込者から文書又は電磁的方法により電

(利用料の受領)

- 第七条 条例第十七条第二項の利用料の基準は、次のとおりとする。
 - 一 食事の提供に要する費用 食材費及び調理等に関する費用に相当する金額とすること。
 - 11 居室使用料
 - 的に算定された金額とすること。 イ 当該無料低額宿泊所の整備に要した費用、修繕費、管理事務費、地代に相当する額等を基礎として合理
 - ロ イに規定する金額以外に、敷金、権利金、謝金等の金品を受領しないこと。
 - 三 共益費 共用部分の清掃、備品の整備等の共用部分の維持管理に要する費用に相当する金額とすること。
 - 四 光熱水費 居室及び共用部分に係る光熱水費に相当する金額とすること。
 - 五 日用品費 入居者本人が使用する日用品の購入費に相当する金額とすること。
 - 六 基本サービス費 入居者の状況把握等の業務に係る人件費、事務費等に相当する金額とすること。
 - 七 入居者が選定する日常生活上の支援に関するサービスの提供に要する費用
 - イ 人件費、事務費等(前号の基本サービス費に係るものを除く。)に相当する金額とすること。

- ロ 日常生活支援住居施設として受領する委託費を除くこと。
- (日常生活に係る金銭管理)
- **炊のとおりとする。第八条 条例第二十七条の無料低額宿治所の設置者が、日常生活に係る金銭を管理することを妨げないものは、第八条 条例第二十七条の無料低額宿治所の設置者が、日常生活に係る金銭を管理することを妨げないものは、**
 - 大年後見制度その他の金銭の管理に係る制度をできる限り活用すること。
 - 要な金額に限ること。により生じた収益を含む。以下この条において「金銭等」という。)であって、日常生活を営むために必二・無料低額宿泊所の設置者が管理する金銭は、当該入居者に係る金銭及びこれに準ずるもの(これらの運用
 - 三 金銭等を無料低額宿泊所の設置者が有する他の財産と区分すること。
 - 四 金銭等は当該入居者の意思を尊重して管理すること。
 - を内容とする契約を締結すること。 五 条例第十五条第一項に規定する契約とは別に、当該入居者の日常生活に係る金銭等の管理に係る事項のみ
 - と。大・金銭等の出納を行う場合は、無料低額宿泊所の職員が二人以上で確認を行う等の適切な体制を整備するこ
 - 入居者本人に報告を行うこと。七 入居者ごとに金銭等の収支の状況を明らかにする帳簿を整備するとともに、収支の記録について定期的に
 - 、当該入居者が退居する場合には、速やかに、管理する金銭等を当該入居者に返還すること。
 - 九 金銭等の詳細な管理方法、入居者本人に対する収支の記録の報告方法等について管理規程を定めること。
 - 十 前号の管理規程を定め、又は変更したときは、知事に届け出ること。
 - 福祉事務所にその旨の報告を行うこと。 十一 当該入居者が被保護者である場合は、当該入居者の金銭等の管理に係る契約の締結時又は変更時には、
 - 附 別十二 金銭等の管理の状況について、知事の求めに応じて速やかに報告できる体制を整えておくこと。

(福仁黙日)

- こ この規則は、令和二年四月一日から施行する。
 - (居室に係る経過措置)
- は、この規則の施行後三年間は、適用しない。の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)について第五条第一号イ及び二からへまでの規定ている無料低額宿泊所が、事業の用に供している建物(基本的な設備が完成しているものを含み、条例の施行律(平成三十年法律第四十四号)第五条の規定による改正前の法第六十九条第一項の規定による届出がなされる」この規則の施行の際現に生活因窮者等の自立を促進するための生活因窮者自立支援法等の一部を改正する法
- を条件として、無料低額宿泊所としての利用に供することができる。する基準を満たさないものについては、同号への規定にかかわらず、当分の間、次に掲げる事項を満たすこと七年七月一日以降に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。) の居室のうち、第五条第一号へに規定二十七年六月三十日において事業の用に供していた建物(基本的な設備が完成しているものを含み、平成二十律第五条の規定による改正前の法第六十九条第一項の規定による届出がなされている無料低額宿泊所が、平成3 この規則の施行の際現に生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法
 - 一 居室の床面積が、収納設備等を除き、三・三平方メートル以上であること。
 - た文書を交付して説明を行い、同意を得ること。 二 入居予定者に対し、あらかじめ、居室の床面積が第五条第一号へに規定する基準を満たさないことを記し
 - 三 入居者の寝具及び身の回り品を各人別に収納することができる収納設備を設けること。
 - 四 条例第十三条第五項の規定にかかわらず、共用室を設けること。
 - 五 居室の床面積の改善についての計画を、知事と協議の上作成すること。
 - る基準を満たすよう必要な改善を行うこと。大 前号の規定により作成した計画を知事に提出するとともに、段階的かつ計画的に第五条第一号へに規定す
- 、。 4 前項の建物については、同項第六号の規定による必要な改善が図られない限り、新たな居室の増築はできな
 - 今和二年三月二十四日三重県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

三重県知事 鈴 木 英 敬

三重県規則第十九号

三重県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則

三重県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則(昭和六十年三重県規則第四十八号)の一部を次のよ うに改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 圧 後	投 旧 洭
(登録申請書の派付書類)	(登録申請書の孫付書類)
無 ()	無 ()
ひ・の (智)	ひ・の (盌)
4 条例第三条第二項第四号に規定する規則で定め	4 条例第三条第二項第四号に規定する規則で定め
る書類又は図面は、次に掲げるものとする。	る書類又は図面は、次に掲げるものとする。
()	(盤)
二 浄化槽管理士の研修計画書(第五号様式の	
11)	
<u>山~九</u> (盎)	∏∽₹ (盤)
(
第二条の二 条例第二条第三項の更新の登録を受け	
ようとする者は、第一条の浄化槽保守点検業者登	
緑申請書とともに、研修実績報告書(第五号様式	
の三)を提出するものとする。	
(変更の届出)	(変更の届出)
無日条 (器)	無用殊 (磊)
2 条例第七条第一項の規定による変更の届出が次	2 条例第七条第一項の規定による変更の届出が炊
の各号に掲げる変更の届出の場合にあつては、当	の各号に掲げる変更の届出の場合にあつては、当
該各号に定める書面を前項の届出書に添付しなけ	該各号に定める書面を前項の届出書に統付しなけ
ればならない。	ればなつない。
~ (盤)	~ (盤)
四 条例第三条第一項第五号に掲げる事項の変更	四 条例第三条第一項第五号に掲げる事項の変更
(浄化槽管理士が新たに登録される場合に限	(浄化槽管理士が新たに登録される場合に限
る。)の届出 第二条第四項第二号から第四号	る。)の届出(第二条第四項第二号及び第三号
までに掲げる書面	に掲げる書面
第五号様式の炊に吹の二様式を切える。	

第五号様式の次に次の二様式を加える。

第5号様式の2 (第2条関係)

浄化槽管理士の研修計画書

净 化 槽 管 理 士			登録	补申 請	 期間	にお	おける	研修	多計	画	
氏 名	免状の交付番号	研(修実	会施	の 団	名体	称)	受予	定	年	講度

^{※1} 浄化槽の保守点検を行い、又はこれを実地に監督する浄化槽管理士ごとに「研修会の名称(実施団体)」と「受講予定年度」がわかるように記載すること。

(規格A4)

^{※2} 条例第7条第1項の規定による変更の届出(浄化槽管理士が新たに登録される場合に限る。)に添付するときは、浄化槽の保守点検を行い、又はこれを実地に監督する浄化槽管理士のうち、新たに追加された者に係る計画を記載すること。

第5号様式の3(第2条の2関係)

研修の機会の確保に関する実績報告書

年 月 日

氏名又は名称 (法人にあっては代表者氏名)

郵便番号 〒住所

電話番号

浄化槽管理士の研修受講実績(過去3年以内)

浄化槽管理士の氏名			
免状の交付番号	研修会名、実施団体	受講年月日	備考
まとめ	研修対	象浄化槽管理士数	
	受講実績のあ	る浄化槽管理士数	
まとめの欄の公表の可否		の掲載を含みます。	,)
可 不可			

- ※1 浄化槽の保守点検を行い、又はこれを実地に監督する全ての浄化槽管理士を記載すること。
- ※2 研修会を受講しなかった浄化槽管理士については、「研修会名、実施団体」の欄に未受講と記載すること。やむを得ない理由によって受講できなかった者については、当該理由を「備考」の欄に記載すること。
- ※3 受講を証明する書類(受講証等)がある場合は、その写しを添付すること。
- ※4 本様式で全ての浄化槽管理士について記載できないときは、本様式を複数提出し、又は浄化槽管理士の研修受講実績を別途作成し、添付すること。

(規格A4)

金宝

この規則は、今和二年四月一日から施行する。ただし、第二条の炊に一条を加える改正規定は、今和五年四月 一日から随行する。

三重県木曽岬干柘地わんぱく原っぱ条例施行規則を廃止する規則をここに公布します。

令和二年三月二十四日

+三重県知事 怨 批 放

三重県規則第二十号

三重県木曽岬干拓地わんぱく原っぱ条例施行規則を廃止する規則

三重県木曽岬干拓地わんぱく原っぱ条例施行規則(平成二十五年三重県規則第三十八号)は、廃止する。

金宝

この規則は、今和二年四月一日から施行する。

三重県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令型

三重県知事 大 英 贽 綋

利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一

号)第十二条に規定する主務省令に基づき、当該

省令に定める方法によらないで電子情報処理組織

その他の情報通信の技術を利用する方法により行

わせ、又は行う場合については、他の法律及び法

律に基づく命令(告示を含む。)に特別の定めが

ある場合を除くほか、この規則の規定の例によ

三重県規則第二十一号

三重県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

三重県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成十六年三重県規則第八十二号)の一部を

次のように改正する。

次の表の改正前禰に掲げる規定を同表の改正後禰に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

띰 改 (法令に基づく手続等への準用) (法令に基づく手続等への準用) 第九条 法律又は法律に基づく命令の規定に基づく|第九条 法律又は法律に基づく命令の規定に基づく 手続等を、行政手続等における情報通信の技術の

手続等を、情報通信技術を活用した行政の推進等 に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第 十八条に規定する主務省令に基づき、当該省令に 定める方法によらないで電子情報処理組織その他 の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、 又は行う場合については、他の法律及び法律に基 づく命令(告示を含む。) に特別の定めがある場

合を除くほか、この規則の規定の例による。

至 三 この規則は、公布の日から施行する。

vo°

三重県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則 をここに公布します。

令性
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□

三重県知事 怨 +採 榖

三重県規則第二十二号

三重県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する

県引

三重県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則(平成十二年三重県規

則第三十号)の一部を炊のように牧正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

出 H 別表 (第二条関係) 別表 (第二条関係) 十六の三二 十六の三 特例条例別表 特例条例別表 次に掲げる区分に応 次に掲げる区分に応 第二の十九の項イに規じ、それぞれ次に定める 第二の十九の項イに規じ、それぞれ次に定める 定する浄化槽法(昭和事務 定する浄化博法(昭和事務 五十八年法律第四十三 人 地方財政法 (昭和二 五十八年法律第四十三 / 地方財政法 (昭和二 号)に基づく浄化槽の 十三年法律第百九号) 号)に基づく浄化槽の 十三年法律第百九号) 設置等の届出の受理に 第六条に規定する公賞 設置等の届出の受理に 第六条に規定する公営 関する事務で別に規則 企業として市町が設置 関する事務で別に規則 企業として市町が設置 で定めるもの で定めるもの し、又は管理する浄化 し、又は管理する浄化 槽 浄化槽法(以下こ 槽 浄化槽法(以下こ の頃において「浜」と の頃において「法」と いう。) 第 五 条 第 一 頃 いう。) 第 王 条 第 一 頃 の規定による浄化槽の の規定による浄化槽の 設置等の届出の受理及 設置等の届出の受理 び特定行政庁への経由 口 (咎) (24) 十六の四 特例条例別表 浄化槽法第五条第一項 第二の十九の二の項イの規定による浄化槽の設 に規定する浄化槽法に置等の届出の受理 基づく浄化槽の設置等 の届出の受理に関する 事務で別に規則で定め るもの

宝 宝

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

この表員が 全来二年四月一日スタあ介でる

三重県鈴鹿山麓研究学園都市センター条例施行規則を廃止する規則をここに公布します。

令柜二年三月二十四日

三重県知事 鈴 木 英 敬

三重県規則第二十三号

三重県鈴夷山麓研究学園都市センター条例施行規則を廃止する規則

三重県鈴鹿山麓研究学園都市センター条例施行規則(平成十年三重県規則第三十号)は、廃止する。

宝 宝

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

す。三重県特定公共賃貸住宅条例施行規則及び三重県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布しま

令和二年三月二十四日

三重県知事 鈴 木 英 敬

三重県規則第二十四号

三重県特定公共賃貸住宅条例施行規則及び三重県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

(三重県特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部改正)

る。第一条 三重県特定公共賃貸住宅条例施行規則(平成八年三重県規則第四十七号)の一部を次のように改正す

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 汪 洭
(名称及び位置)	(名称及び位置)
第二条 条例第三条第二項に規定する特定公共賃貸	第二条 条例第三条第二項に規定する特定公共賃貸
住宅の名称及び位置は、別表第一のとおりとす	住宅の名称及び位置は、別表のとおりとする。
100 °	

(家賃の決定及び変更)

賃貸住宅の家賃は、別表第一のとおりとする。

(盤)

無11十11条 (器)

(駐車場使用申込書)

- 第二十二条の二 条例第二十九条の三第一項の規定 により駐車場を使用しようとする入居者は、特定 公共賃貸住宅駐車場使用申込書 (第十三号様式) に自動車検査証の写しその他申請に必要な書類を 族えて提出しなければならない。
- 2 条例第二十九条の三第二項ただし書の場合に該 当する者は、前項の特定公共賃貸住宅駐車場使用 申込書に身体障害者手帳の写しその他の駐車場の 使用について配慮を必要とする事情を証する書類 を添付しなければならない。

(駐車場の使用者の決定)

第二十二条の三 条例第二十九条の三第三項の規定 による通知は、特定公共賃貸住宅駐車場使用決定 書(第十四号様式)によるものとする。

(駐車場の使用変更)

第二十二条の四 条例第二十九条の三第三項の使用 者(以下「使用者」という。) は、第二十二条の 二第一項の特定公共賃貸住宅駐車場使用申込書 (第十三号様式)の内容に変更のあったときは、 速やかに特定公共賃貸住宅駐車場使用決定事項変 更届(第十五号様式)に自動車検査証の写しを添 えて提出しなければならない。

(駐車場の使用料)

- 第二十二条の五 条例第二十九条の四第一項に規定 する駐車場の使用料の額は、別表第二の上欄に掲 げる駐車場の名称に応じ、それぞれ同表の下欄に 掲げる額とする。
- 2 条例第二十九条の四第二項の規定により駐車場 の使用料を変更しようとするときは、文書により 使用者に通知する。
- 3 条例第二十九条の四第三項の規定により駐車場 の使用料の減免又は徴収猶予を受けようとする者 は、特定公共賃貸住宅駐車場使用料減免(徴収猶 子)申請書 (第十六号様式) を提出しなければな ひない。

(駐車場返還届)

- 第二十二条の六 使用者が駐車場を明け渡そうとす るときは、特定公共賃貸住宅駐車場返還届出書 (第十七号様式)を提出しなければならない。 (駐車場の一時不在の承認申請)
- 第二十二条の七 条例第二十九条の八において読み 替えて準用する条例第十五条の規定による一時不 在の承認申請は、特定公共賃貸住宅駐車場一時下 在承認申請書(第十八号様式)を提出しなければ

(家賃の決定及び変更)

第十四条 条例第十七条第一項に規定する特定公共第十四条 条例第十七条第一項に規定する特定公共 賃貸住宅の家賃は、別表のとおりとする。

23 (器)

部11十11条 (器)

別表第二 (第二十二条の五関係)別表第一 (第二条、第十四条関係)ならない。	(昝)	別表 (第二条、第十四条関係)	(智)
駐車場の名称	使 用 幹		
サンシャイン干里駐車場	11十112日		
エスペラント末広駐車場	十十一日日		

第十二号様式の次に次の六様式を加える。

第13号様式 (第22条の2関係)

特定公共賃貸住宅駐車場使用申込書

年 月 日

三重県知事宛て

特定公共賃貸住宅
棟 号室

入居者氏名 ⑩

自動車使用者氏名 電話番号

下記のとおり特定公共賃貸住宅駐車場を使用したいので申し込みます。

記

使	用;	場	所	特定公共賃貸付	注宅		駐車場番号			
使	用開	始	Ш	年	月	日から				
駐	駐車する		る	自動車登録番号 又は車両番号		車名	型式	車台番号		
自	動		車							
添	付	書	類	自動車検査証(車検証)の写し その他()						

第14号様式 (第22条の3関係)

特定公共賃貸住宅駐車場使用決定書

第 号年 月 日

特定公共賃貸住宅

様

三重県知事

年 月 日付けで申込みのありました特定公共賃貸住宅の駐車場の使用について、下記のとおり決定します。

記

使 用 場 所	特定公共賃貸付	主宅	駐車場番	号				
使用開始日	年 月 日から							
駐車する自動車	自動車登録番号 又は車両番号	車名	型式	車台番号				
使 用 料		月額	円					
決定の条件								

第15号様式 (第22条の4関係)

特定公共賃貸住宅駐車場使用決定事項変更届

年 月 日

三重県知事宛て

特定公共賃貸住宅棟 号室

入居者氏名

自動車使用者氏名 電話番号

駐車場の使用決定を受けた事項を下記のとおり変更したいので届け出ます。

記

駐車場番号

変	更	前	
変	更	後	

駐車する自動車

			自動車登録番号 又は車両番号	車名	型式	車台番号
変	更	前				
変	更	後				
添	付 書	類	変更後の自動車	倹査証(車検証)	の写し	

第16号様式 (第22条の5関係)

特定公共賃貸住宅駐車場使用料減免(徴収猶予)申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

 特定公共賃貸住宅
 棟
 号室

 入
 居
 者
 ®

 電
 話
 番
 号

私は、下記のとおり生活困窮の状況にありますので、駐車場使用料の減 免を申請します。

記

#I	現 行 額			駐		車		場	i	使		用		料		
) 	己	1]	积												円	
涯	域免又	は徴収	猶予の希	宁望其	朋間		年	Ē.	月	日	から	年	F.	月	日ま	で
	氏		名	続	柄	年齢	月		収	職		業	摘			要
世									円							
帯									円							
員の									円							
状									円							
況									円							
									円							
	収		入		の		部	支			出		0)	1		部
生	項		目	金			額	項			目	金				額
土計							円									円
p1							円									円
状							円									円
							円									円
況			_				円									円
							円									円
申請	申請の理由															

備考 必要書類を添付すること。

第17号様式 (第22条の6関係)

特定公共賃貸住宅駐車場返還届出書

年 月 日

三 重 県 知 事 宛て

特定公共賃貸住宅 棟 号室

入居者氏名 ⑩

自動車使用者氏名 電話番号

下記のとおり特定公共賃貸住宅駐車場を返還したいので、届け出ます。

記

1. 駐 車 区 間	駐車場番号番
2. 自動車登録番号	
3. 返 還 期 日	年 月 日
4. 返 還 理 由	

第 18 号様式 (第 22 条の 7 関係)

特定公共賃貸住宅駐車場一時不在承認申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

特定公共賃貸住宅 入 居 者

棟 号室

電話番号

年 月 日から 年 月 日までの間、下記の理由により特定公共賃貸住宅 駐車場を一時使用しないので承認の申請をします。

記

1 不在にする理由											
(1) 病気 (3) その他(具体的に記入してください。) (2) 短期出張 ()											
2 不在中	2 不在中の連絡先										
住所				電話番号							
勤務先等											
3 不在中	の住宅管理者	(私の不	下在中は私に	こ代わって住宅	どを管理します。)						
住所				電話番号							
氏 名				入居者との 続柄							

備考 理由を証する書類 (医師の診断書、辞令等) を添付すること。

(三重県営住宅条例施行規則の一部改正)

第二条 三重県営住宅条例施行規則(平成九年三重県規則第百三十六号)の一部を炊のように改正する。 **次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。**

(名称及び位置)

位置は、別表第一のとおりとする。

継川十カペ (器)

(駐車場の使用の申込み)

- 第二十七条の二 条例第五十条の三第一項の規定に より駐車場を使用しようとする入居者は、県営住 宅駐車場使用申込書(第二十号様式)に自動車検 査証の写しその他申請に必要な書類を添えて知事 に提出しなければならない。
- ☑ 条例第五十条の三第二項ただし書の場合に該当 する者は、前項の県営住宅駐車場使用申込書に身 体障害者手帳の写しその他の駐車場の使用につい て配慮を必要とする事情を証する書類を添付しな ければならない。 (駐車場の使用者の決定)
- 第二十七条の三 条例第五十条の三第三項の規定に よる通知は、県営住宅駐車場使用決定書(第二十 一号様式)によるものとする。

(駐車場の使用変更)

第二十七条の四 条例第五十条の三第三項の使用者 (汝条第二項及び第二十七条の七において単に 「使用者」という。)は、第二十七条の二第一項 の県営住宅駐車場使用申込書(第二十号様式)の 内容に変更のあったときは、速やかに県営住宅駐 車場使用決定事項変更届 (第二十二号様式) を知 事に提出しなければならない。

(駐車場の使用料)

- 第二十七条の五 条例第五十条の四第一項に規定す る駐車場の使用料の額は、別表第二の上欄に掲げ る駐車場の名称に応じ、それぞれ同表の下欄に掲 げる額とする。
- 2 条例第五十条の四第二項の規定により駐車場の 使用料を変更しようとするときは、文書により使 用者に運知する。
- 3 条例第五十条の四第三項の規定により駐車場の 使用料の減免又は徴収猶予を受けようとする者 は、県営住宅駐車場使用料減免(徴収猶予)申請 書(第二十三号様式)を知事に提出しなければな ひなる。

(駐車場の返還)

第二十七条の六 条例第五十条の七の規定により駐 車場を明け渡そうとする者は、県営住宅駐車場返 還届出書(第二十四号様式)を知事に提出しなけ ればならない。

(駐車場の一時不在の承認申請)

(名称及び位置)

第二条 条例第三条に規定する県営住宅の名称及び第二条 条例第三条に規定する県営住宅の名称及び 位置は、別表のとおりとする。

継川十カ然 (器)

第十九号様式の炊に次の六様式を加える。

別表第二(第二十七条の五関係)	
駐車場の名称	使用料
費田一色団地駐車場	十五日
高花平団地駐車場	千八百円
街川田地駐車場	二十五百日
街川第二団地駐車場	二十五百日
あこず団 <u>地駐車場</u>	十七百日
高見ヒルズ駐車場	十二百日
黎 國田	十六百円
高岡山柱の郷駐車場	<u>⊬田</u>
鹿島団地駐車場	4日
サンシャイン千里駐車場	11十11
パールハイツ西丸之内駐車場	国十日
口祕田地群甲祿	十七百日
ミレニ北口駐車場	十七百日
エスペラント末広駐車場	十七百日
型型 型型 型型 型型 型型 型	十三百円
西豊浜団地駐車場	十四百日
カーサ上野駐車場	十川石田
県団地駐車場	十 回 百 日
オレンジハイツ御浜駐車場	<u>⊬</u> 田
	-

別表 (第二条関係) (略)

<u>別表第一</u>(第二条関係) (略)

令和2年3月24日

第20号様式 (第27条の2関係)

県営住宅駐車場使用申込書

年 月 日

三重県知事宛て

県 営 住 宅 棟 号室

入居者氏名 (EII)

自動車使用者氏名 (EII) 電話番号

下記のとおり県営住宅駐車場を使用したいので申し込みます。

記

使 用 場 戸	所	県営住宅			駐車場番号	
使用開始	田	年	月	日から		
駐車する	る	自動車登録番号 又は車両番号		車名	型式	車台番号
自 動 〕	車					
添付書	類	自動車検査証	(車村	倹証)の写し	その他()

第21号様式 (第27条の3関係)

県営住宅駐車場使用決定書

 第
 号

 年
 月

 日

県営住宅

様

三重県知事

年 月 日付けで申込みのありました県営住宅 の 駐車場の使用について、下記のとおり決定します。

記

使 用 場 原	斤	県営住宅駐車場番号							
使用開始日	∃	年	月	日から					
駐車する	_	動車登録番号 又は車両番号		車名	型式	車台番号			
自 動 『	巨								
使 用 #	斗			月額	円				
決定の条件	‡								

第22号様式 (第27条の4関係)

県営住宅駐車場使用決定事項変更届

年 月 日

三重県知事宛て

県 営 住 宅 棟 号室

入居者氏名

自動車使用者氏名 電話番号

駐車場の使用決定を受けた事項を下記のとおり変更したいので届け出ます。

記

駐車場番号

駐車する自動車

			自動車登録番号 又は車両番号	車名	型式	車台番号	
変	更	前					
変	更	後					
添	付 書	類	変更後の自動車検査証(車検証)の写し				

第23号様式 (第27条の5関係)

県営住宅駐車場使用料減免(徴収猶予)申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

 県営住宅
 棟
 号室

 入 居 者
 印

 電話番号
 印

私は、下記のとおり生活困窮の状況にありますので、駐車場使用料の減 免を申請します。

記

T.	見行	一	佐石		駐		車		場	î	使		用		料	
3		1]	額												円	
減免又は徴収猶予の希				学望其	開間		年	Ē	月	日	から	年	Ē.	月	日ま	きで
世	氏		名	続	柄	年齢	月		収	職		業	摘			要
									円							
帯									円							
員の									円							
状									円							
況									円							
									円							
	収		入		の		部	支			出		の			部
生	項		目	金			額	項			目	金				額
土計							円									円
(D)							円									円
状							円									円
況							円									円
<i>O</i> L							円									円
							円									円
申請	申請の理由															

備考 必要書類を添付すること。

第24号様式 (第27条の6関係)

県営住宅駐車場返還届出書

年 月 日

三 重 県 知 事 宛て

県 営 住 宅 棟 号室

入居者氏名 ⑩

自動車使用者氏名 電話番号

下記のとおり県営住宅駐車場を返還したいので、届け出ます。

記

1. 駐 車 区 間	駐車場番号番
2. 自動車登録番号	
3. 返 還 期 日	年 月 日
4. 返 還 理 由	

第25号様式 (第27条の7関係)

県営住宅駐車場一時不在承認申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

県営住宅 入 居 者 棟 号室

電話番号

年 月 日から 年 月 日までの間、下記の理由により県 営住宅 駐車場を一時使用しないので承認の申請をします。

記

1 不在にする理由						
(1) 病気(3) その他(具体的に記入してください。)(2) 短期出張()						
2 不在中の連絡先						
住 所		電話番号				
勤務先等						
3 不在中の住宅管理者(私の不在中は私に代わって住宅を管理します。)						
住 所		電話番号				
氏 名		入居者との 続柄				

備考 理由を証する書類 (医師の診断書、辞令等) を添付すること。

宝 宝

(冤仁野口)

する。1 この規則は、令和二年十月一日から施行する。ただし、附則第三項及び第四項の規定は、公布の日から施行

(凝過推圖)

とあるのは、「千円」と読み替えるものとする。 施行規則(附則第四項において「新県営住宅規則」という。)別表第二あこず団地駐車場の項中「千七百円」2 この規則の施行の日から令和三年三月三十一日までの間は、第二条の規定による改正後の三重県営住宅条例

(準備行為)

- 共賃貸住宅条例施行規則第十三号様式による申込書を提出して行うことができる。条の三第一項の申込みについては、この規則の施行前においても、第一条の規定による改正後の三重県特定公号。次項において「改正条例」という。)第一条の規定による改正後の三重県特定公共賃貸住宅条例第二十九3 三重県特定公共賃貸住宅条例及び三重県営住宅条例の一部を改正する条例(令和二年三重県条例第三十一
- の施行前においても、新県営住宅規則第二十号様式による申込書を提出して行うことができる。4 改正条例第二条の規定による改正後の三重県営住宅条例第五十条の三第一項の申込みについては、この規則

議会規則

三重県議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和二年三月二十四 日

三重県議会議長 中 嶋 年 規

三重県議会規則第二号

三重県議会会議規則の一部を改正する規則

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。三重県議会会議規則(昭和三十一年三重県議会規則第一号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	段 用 洭
(参黑)	(
無一條 (器)	無一株 (智)
2 議員は、公務、疾病、出産、家族の育児、看護(出	2 議員は、公務、疾病、出産その他の事故のため出席
産補助を含む。)又は介護その他のやむを得ない事	・ できないときは、その理由を示して、当日の開議時
由により出席できないときは、その理由を示して、	刻までに議長に届け出なければならない。
当日の開議時刻までに議長に届け出なければならな	,
∠°	

宝 三

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

三重県告示第 169 号

三重県鈴鹿山麓研究学園都市センターの空調設備使用料及び附属設備使用料の額(平成 10 年三重県告示第 182 号)を廃止します。

令和2年3月24日

三重県知事 鈴 木 英 敬

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

三重県告示第 170 号

都市の低炭素化の促進に関する法律の規定による基準の適合性を審査する機関、同基準又はこれと同等の基準 に適合するものとする方法及び簡易な評価方法の指定の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和2年3月24日

三重県知事 木

都市の低炭素化の促進に関する法律の規定による基準の適合性を審査する機関、同基準又はこれと同等の 基準に適合するものとする方法及び簡易な評価方法の指定の一部を改正する告示

都市の低炭素化の促進に関する法律の規定による基準の適合性を審査する機関、同基準又はこれと同等の基準 に適合するものとする方法及び簡易な評価方法の指定(平成29年三重県告示第238号)の一部を次のように改 正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

三重県都市の低炭素化の促進に関する法律施行 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成 24 年 |細則(平成 25 年三重県規則第 31 号)第 3 条に規||法律第 84 号。以下「法」という。)第 54 条第 1 定する知事が別に定める機関を第 1 に、三重県手項各号に掲げる基準の適合性を審査する機関を第

数料条例(平成 12 年三重県条例第 4 号)別表第|| に、三重県手数料条例(平成 12 年三重県条例第 |19 及び別表第 20 に規定する<u>都市の低炭素化の促</u>|4 号) 別表第 19 及び別表第 20 に規定する<u>法</u>第 54 進に関する法律(平成 24 年法律第 84 号。以下|条第 1 項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準 「法」という。) 第54条第1項各号に掲げる基準に適合するものとして知事が別に定める方法を第 又はこれと同等の基準に適合するものとして知事2 に、同条例別表第 19 及び別表第 20 に規定する が別に定める方法を第2に、同条例別表第 19 及び|法第 54 条第1項第1号の規定に基づき定められた |別表第 20 に規定する法第 54 条第 1 項第 1 号の規|簡易な評価方法であって知事が別に定める方法を 定に基づき定められた簡易な評価方法であって知第3に定めます。

正

事が別に定める方法を第3に定めます。

第1 法第 54 条第1項各号に掲げる基準の適合性際1 法第 54 条第1項各号に掲げる基準の適合性 を審査する機関は、次に掲げる機関とする。

- 1 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平 1 成 11 年法律第 81 号。以下「住宅品質確保 法」という。)第5条第1項に規定する登録 住宅性能評価機関(以下単に「登録住宅性能 評価機関」という。)
- 建築物のエネルギー消費性能の向上に関す 2 認定対象が 1 以外の場合 次のいずれかに る法律(平成 27 年法律第 53 号) 第 15 条第 1 項に規定する登録建築物エネルギー消費性能 判定機関(以下単に「登録建築物エネルギー <u>消費性能判定機関」という。)</u>

- を審査する機関は、次に掲げる認定対象の区 分に応じ、それぞれ次に定める機関とする。
- 一戸建ての住宅又は共同住宅等若しくは複 合建築物の住戸部分が認定対象の場合 住宅 の品質確保の促進等に関する法律 (平成 11 年 法律第 81 号。以下「住宅品質確保法」とい う。) 第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能 評価機関(以下単に「登録住宅性能評価機 関」という。)
- 該当する機関。ただし、複合建築物の全体が 認定対象の場合については(1)を除く。
 - (1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関 する法律(平成 27 年法律第 53 号) 第 15 条第 1 項に規定する登録建築物エネルギー 消費性能判定機関(以下単に「登録建築物 エネルギー消費性能判定機関」という。 ((3)に該当するものを除く。)
 - (2) 建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号) 第77条の21第1項に規定する指定確認検 査機関であり、かつ、登録住宅性能評価機 関であるもの

- 第2 法第54条第1項各号に掲げる基準又はこれ第2 法第54条第1項各号に掲げる基準又はこれ と同等の基準に適合するものとする方法は、 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に 定める書面の交付を受けたものとする。
 - 合建築物の住戸の部分のみを評価する場合 次のいずれかに該当する書面

(1) • (2) (略)

- 2 1 以外の場合 次のいずれかに該当する書 面。ただし、複合建築物の全体が評価対象の 場合については(3)とする。
- (1) 登録住宅性能評価機関が、法第 54 条第 1 項各号に掲げる基準に適合するものとして 交付する適合証
- (2) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関 が、法第 54 条第 1 項各号に掲げる基準に適 合するものとして交付する適合証
- (3) 登録住宅性能評価機関であり、かつ、 録建築物エネルギー消費性能判定機関であ る機関が、法第54条第1項各号に掲げる基 準に適合するものとして交付する適合証

- (3) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関 であり、かつ、登録住宅性能評価機関であ ろもの
- と同等の基準に適合するものとする方法は、 次に掲げる認定対象の区分に応じ、それぞれ 次に定める書面の交付を受けたものとする。
- 1 一戸建ての住宅又は共同住宅等若しくは複 1 一戸建ての住宅又は共同住宅等若しくは複 合建築物の住戸部分が認定対象の場合 次の いずれかに該当する書面
 - (1) (2) (略)
 - 2 認定対象が 1 以外の場合 次のいずれかに 該当する書面。ただし、複合建築物の全体が 認定対象の場合については(1)を除く。
 - (1) <u>第1の2(1)に掲げる機関</u>が、法第54条第 1項各号に掲げる基準に適合するものとして 交付する適合証
 - (2) 第1の2(2)に掲げる機関が、法第54条第 1 項各号に掲げる基準に適合するものとして 交付する適合証
 - (3) 第1の2(3)に掲げる機関が、法第54条第 1 項各号に掲げる基準に適合するものとして 交付する適合証

第3 (略)

第 3 (略) 附則

- 1 この告示は、公表の日から施行する。
- 2 この告示の施行前に、この告示による改正前の都市の低炭素化の促進に関する法律の規定による基準の適合 性を審査する機関、同基準又はこれと同等の基準に適合するものとする方法及び簡易な評価方法の指定第1の 2(2)の機関が発行した適合証は、令和2年9月30日までの間は、なお効力を有する。

三重県告示第 171 号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定による基準の適合性を審査する機関、同基準又はこれ と同等の基準に適合するものとする方法及び簡易な評価方法の指定の一部を改正する告示を次のように定めま

令和2年3月24日

三重県知事 鈴 木 英 盐

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定による基準の適合性を審査する機関、同基準又は これと同等の基準に適合するものとする方法及び簡易な評価方法の指定の一部を改正する告示

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定による基準の適合性を審査する機関、同基準又はこれ と同等の基準に適合するものとする方法及び簡易な評価方法の指定(平成 29 年三重県告示第 239 号)の一部を 次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

TF.

- ー消費性能基準(以下単に「建築物エネルギ 一消費性能基準」という。)及び法第30条第
- 1 項各号に掲げる基準の適合性を審査する機関 は、次に掲げる機関とする。
- 第 1 法第 2条第 3 号に規定する建築物エネルギ|第 1 法第 2条第 3 号に規定する建築物エネルギ 一消費性能基準(以下単に「建築物エネルギ ー消費性能基準」という。) 及び法第 30 条第 1 項各号に掲げる基準の適合性を審査する機関 は、次に掲げる認定対象の区分に応じ、それぞ れ次に定める機関とする。

- 1 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平 1 一戸建ての住宅又は共同住宅等若しくは複 成 11 年法律第 81 号。以下「住宅品質確保 法」という。) 第 5 条第 1 項に規定する登録 住宅性能評価機関(以下単に「登録住宅性能 評価機関」という。)
- 2 法第 15 条第 1 項に規定する登録建築物エネ ルギー消費性能判定機関(以下単に「登録建 築物エネルギー消費性能判定機関」とい う。)

- 第 2 法第 30 条第 1 項各号に掲げる基準又はこれ
 第 2 法第 30 条第 1 項各号に掲げる基準又はこれ と同等の基準に適合するものとする方法は、次 に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定め る書面の交付を受けたものとする。
 - 合建築物の住戸の部分のみを評価する場合 次のいずれかに該当する書面
 - (1) (2) (略)
 - 2 1 以外の場合 次のいずれかに該当する書 2 認定対象が 1 以外の場合 次のいずれかに該 面。ただし、複合建築物の全体が評価対象の場 合については、(3)とする。
 - (1) 登録住宅性能評価機関が、法第 30 条第 1 項各号に掲げる基準に適合するものとして 交付する適合証
 - (2) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関 が、法第 30 条第 1 項各号に掲げる基準に適 合するものとして交付する適合証
 - (3) 登録住宅性能評価機関であり、かつ、登 録建築物エネルギー消費性能判定機関であ る機関が、法第30条第1項各号に掲げる基 準に適合するものとして交付する適合証
- 第3 法第2条第3号に規定する基準又はこれと同第3 法第2条第3号に規定する基準又はこれと同 等の基準に適合するものとする方法は、次に掲 げる<u>場合</u>の区分に応じ、それぞれ次に定める書 面の交付を受けたものとする。
 - のいずれかに該当する書面

- 合建築物の住戸部分が認定対象の場合 住宅 の品質確保の促進等に関する法律(平成 11 年 法律第 81 号。以下「住宅品質確保法」とい う。) 第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能 評価機関(以下単に「登録住宅性能評価機 関」という。)
- 2 認定対象が 1 以外の場合 次のいずれかに該 当する機関。ただし、複合建築物の全体が認定 対象の場合については(1)を除く。
 - (1) 法第 15 条第 1 項に規定する登録建築物エ ネルギー消費性能判定機関(以下単に「登 録建築物エネルギー消費性能判定機関」と いう。) ((3)に該当するものを除く。)_
 - (2) 建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号) 第 77 条の 21 第 1 項に規定する指定確認検査 機関であり、かつ、登録住宅性能評価機関 であるもの
 - (3) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関 であり、かつ、登録住宅性能評価機関であ るもの
- と同等の基準に適合するものとする方法は、次 に掲げる認定対象の区分に応じ、それぞれ次に 定める書面の交付を受けたものとする。
- 1 一戸建ての住宅又は共同住宅等若しくは複 1 一戸建ての住宅又は共同住宅等若しくは複 合建築物の住戸部分が認定対象の場合 次の いずれかに該当する書面
 - (1) (2) (略)
 - 当する書面。ただし、複合建築物の全体が認定 対象の場合については、(1)を除く。
 - (1) 第1の2(1)に掲げる機関が、法第30条第 1 項各号に掲げる基準に適合するものとし て交付する適合証
 - (2) 第1の2(2)に掲げる機関が、法第30条第 1 項各号に掲げる基準に適合するものとして 交付する適合証
 - (3) 第1の2(3)に掲げる機関が、法第30条第 1 項各号に掲げる基準に適合するものとして 交付する適合証
 - 等の基準に適合するものとする方法は、次に掲 げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める書 面の交付を受けたものとする。
 - 一戸建ての住宅又は共同住宅等の場合 次 1 一戸建ての住宅又は共同住宅等若しくは複 合建築物の住戸部分が認定対象の場合 次の いずれかに該当する書面

 $(1) \sim (4)$ (略)

- 2 認定対象が 1 以外の場合 次のいずれかに 該当する書面。ただし、複合建築物の場合に ついては(1)を除く。
- (1) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関 が、建築物エネルギー消費性能基準に適合 するものとして交付する適合証
- (2) 登録住宅性能評価機関であり、かつ、 録建築物エネルギー消費性能判定機関であ る機関が、建築物エネルギー消費性能基準に 適合するものとして交付する適合証

(3) · (4) (略)

- 第 5 法第 2 条第 3 号の規定に基づき定められた簡 第 5 法第 2 条第 3 号の規定に基づき定められた簡 易な評価方法は、次に掲げる建築物の区分に応 じ、それぞれ次に定める評価方法とする。
 - 1 一戸建ての住宅、共同住宅等又は複合建築物 1 一戸建ての住宅又は共同住宅等若しくは複合 の住宅部分 基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イ (2)、同号イ(3)、同号口(2)、及び同号口(3)の 規定に基づく評価方法
 - 2 (略)

附 則

- 1 この告示は、公表の日から施行する。
- 2 この告示の施行前に、この告示による改正前の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定 による基準の適合性を審査する機関、同基準又はこれと同等の基準に適合するものとする方法及び簡 易な評価方法の指定第1の2(2)の機関が発行した適合証は、令和2年9月30日までの間は、なお効 力を有する。

 $(1) \sim (4)$ (略)

- 2 認定対象が 1 以外の場合 次のいずれかに該 当する書面。ただし、複合建築物の全体が認定 対象の場合については(1)を除く。
 - (1) 第 1 の 2(1)に掲げる機関が、建築物エネ ルギー消費性能基準に適合するものとして 交付する適合証
 - (2) 第1の2(2)に掲げる機関が、建築物エネル ギー消費性能基準に適合するものとして交付 する適合証
 - (3) 第1の2(3)に掲げる機関が、建築物エネル ギー消費性能基準に適合するものとして交付 する適合証

(4) · (5) (略)

- 易な評価方法は、次に掲げる建築物の区分に応 じ、それぞれ次に定める評価方法とする。
- 建築物の住戸部分 基準省令第1条第1項第2 号イ(3)及びロ(3)の規定に基づく評価方法

2 (略)

号 外

発行 **三 重 県**

三重県津市広明町 13 番地 三重県総務部法務・文書課 電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 http://www.pref.mie.lg.jp/